

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「大丈夫、我々には出来る」と語ったのはオバマ大統領。「私には夢がある」と語ったのはキング牧師。失言に事欠かないのは麻生首相。リーダーシップの本質は演説のうまさではなく、自分自身や組織や人間の潜在的能力の無限の可能性を信じられるかどうかです。ビジョンを示し、感動を与え、将来がイメージできる言葉は、テクニクではなく、人生観や信念、思想から自然に出されるものです。日本には、自己保身しか考えない政治屋が多く、国を憂う政治家が少ないようです。

私の書棚より

○経営トップ自らが、現場主義を徹底的に追求していること、そして社員一人一人の行為が、直接顧客満足につながっているかを常に意識する。
○トップ経営者の資質は、胆力、根がポジティブであること、その人自身が何らかのその人なりの哲学や信念、しっかりとした背骨を持っているということ、それと人間としてのコミュニケーション能力を持っていることです。

「社長の器」
佐山展生編 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□人間ドックや健康診断費用を使用者が負担した場合は、原則として役員や使用人に対する給与として課税されますが、全従業員又は一定年齢以上の者がすべて対象になり、検診内容が健康管理上の必要から一般に実施される2、3日程度のもので、その経済的利益の金額が著しく多額なものでなければ、課税しなくても差し支えないものとされています。ただし、検診できなかった者に現金を支給した場合には、給与として課税されることになります。

□相続税の税額を算出するには、相続財産を全て評価しなければなりません。預金は被相続人名義の相続時の残高証明書により把握します。不動産は固定資産税評価額証明書により把握します。建物はその評価額によりますが、土地の場合は物件により固定資産税評価額に一定倍率を掛ける倍率方式と1㎡当たりの単価が設定されている路線方式により評価します。路線方式の土地の場合には、一道路より複数道路に面している土地の方が評価は高くなります。形の悪い土地は不整形地として評価は低くなります。広すぎる土地も開発行為による道路の開設を想定して評価が低くなります。又、3年内の贈与も相続財産に加えることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出 ○19年分所得税の更正の請求(休日につき16日)
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告(予定申告)

31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------------------------------

今月の贈る言葉『私たちが人生と呼ぶものは、結局のところ一つの学校です』

by ベティ・ベサーズ